

令和5年度第1回龍ヶ崎市学区審議会

次 第

日時：令和5年12月15日（金）

午後6時から

場所：龍ヶ崎市役所5階第1会議室

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 会長及び副会長の選任
- 5 会長挨拶
- 6 諮問書の提出
- 7 議事
（仮称）長山中学校区義務教育学校の通学区域について
- 8 閉会

龍ヶ崎市学区審議会委員名簿

氏名	選出区分	備考
ゆはら のぶよし 油原 信義	市議会議員	市議会議長
ごとう あつし 後藤 敦志	市議会議員	市議会副議長
く め はら たかこ 久米原 孝子	市議会議員	市議会文教福祉委員会委員
なかやま たけし 中山 武	市立小学校長	龍ヶ崎西小学校
こばやし こうたろう 小林 孝太郎	市立中学校長	長山中学校
きたざわ ひろし 北澤 宏	市立中学校長	城西中学校
まつや しんいち 松谷 真一	市立中学校長	中根台中学校
いとかわ ひろし 糸川 宏	市立小学校長	八原小学校
めさく さとみ 目迫 里美	市立中学校 P T A	長山中学校
こひなた りさ 小日向 里紗	市立小学校 P T A	川原代小学校
なかだいら かずのり 中平 和徳	市立小学校 P T A	久保台小学校
ゆはら たつお 湯原 竜生	市立小学校 P T A	城ノ内小学校
こむろ あつし 小室 敦	市立小学校 P T A	龍ヶ崎小学校

敬称略。

任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日まで。

写

龍教総第965号
令和5年12月15日

龍ヶ崎市学区審議会会長 様

龍ヶ崎市教育委員会

龍ヶ崎市立学校の通学区域の変更について（諮問）

龍ヶ崎市立松葉小学校及び長山小学校並びに長山中学校の通学区域を別紙のとおり変更することについて、龍ヶ崎市学区審議会条例（昭和54年龍ヶ崎市条例第10号）第1条の規定により、意見を求めます。

別紙 1

龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧																								
<p><u>(設置)</u> <u>第 1 条 学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)第 2 条第 1 項の規定に 基づき、小学校、中学校及び義務教育学校を設置する。</u></p> <p><u>(名称及び位置)</u> <u>第 2 条 次の各号に掲げる学校の名称及び位置は、それぞれ当該各号に 定める表のとおりとする。</u> <u>(1) 小学校 別表第 1</u> <u>(2) 中学校 別表第 2</u> <u>(3) 義務教育学校 別表第 3</u> <u>別表第 1 (第 2 条関係)</u></p>	<p><u>(小学校の設置)</u> <u>第 1 条 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち 基礎的なものを施すことを目的として別表第 1 に掲げる小学校を設 置する。</u> <u>(中学校の設置)</u> <u>第 2 条 小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務 教育として行われる普通教育を施す目的として、別表第 2 に掲げる中 学校を設置する。</u></p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">省 略</th> <th style="text-align: center;">省 略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>龍ヶ崎西小学校</td> <td>龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地</td> </tr> <tr> <td>龍ヶ崎西小学校</td> <td>龍ヶ崎市 松葉 2 丁目 9 番地</td> </tr> <tr> <td>長山小学校</td> <td>龍ヶ崎市 長山 5 丁目 7 番地 1</td> </tr> <tr> <td>馴馬台小学校</td> <td>龍ヶ崎市 平台 4 丁目 2 3 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省 略	省 略	龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地	龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市 松葉 2 丁目 9 番地	長山小学校	龍ヶ崎市 長山 5 丁目 7 番地 1	馴馬台小学校	龍ヶ崎市 平台 4 丁目 2 3 番地 1	<p>別表第 1 (第 1 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">省 略</th> <th style="text-align: center;">省 略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>龍ヶ崎西小学校</td> <td>龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地</td> </tr> <tr> <td>松葉小学校</td> <td>龍ヶ崎市 松葉 2 丁目 9 番地</td> </tr> <tr> <td>長山小学校</td> <td>龍ヶ崎市 長山 5 丁目 7 番地 1</td> </tr> <tr> <td>馴馬台小学校</td> <td>龍ヶ崎市 平台 4 丁目 2 3 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省 略	省 略	龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地	松葉小学校	龍ヶ崎市 松葉 2 丁目 9 番地	長山小学校	龍ヶ崎市 長山 5 丁目 7 番地 1	馴馬台小学校	龍ヶ崎市 平台 4 丁目 2 3 番地 1
名称	位置																								
省 略	省 略																								
龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地																								
龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市 松葉 2 丁目 9 番地																								
長山小学校	龍ヶ崎市 長山 5 丁目 7 番地 1																								
馴馬台小学校	龍ヶ崎市 平台 4 丁目 2 3 番地 1																								
名称	位置																								
省 略	省 略																								
龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地																								
松葉小学校	龍ヶ崎市 松葉 2 丁目 9 番地																								
長山小学校	龍ヶ崎市 長山 5 丁目 7 番地 1																								
馴馬台小学校	龍ヶ崎市 平台 4 丁目 2 3 番地 1																								

省 略	
別表第2（第2条関係）	
名称	位置
龍ヶ崎中学校	龍ヶ崎市3777番地
城西中学校	龍ヶ崎市川原代町710番地
省 略	

別表第3（第2条関係）	
名称	位置
(仮称)長山中学校区 義務教育学校	龍ヶ崎市長山3丁目1番地

省 略	
別表第2（第2条関係）	
名称	位置
龍ヶ崎中学校	龍ヶ崎市3777番地
長山中学校	龍ヶ崎市長山3丁目1番地
城西中学校	龍ヶ崎市川原代町710番地
省 略	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 改正後の別表第3に定める義務教育学校の設置のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別紙 2

龍ヶ崎市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>(2) } 省 略</p> <p>(4) } 省 略</p> <p>(5) 区域外就学 住所地のある市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校以外の学校に就学することをいう。</p> <p>(学校の指定)</p> <p>第4条 令第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の規定による就学すべき学校の指定は、前条の規定により教育委員会の認定した現住所に基づき、小学校にあっては別表第1、中学校にあっては別表第2、義務教育学校にあっては別表第3の通学区域の区分により行う。</p> <p>(指定学校の変更)</p> <p>第7条 省 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、別表第4に定める審査基準に基づき、指定学校を変更することが相当であるかどうかの審査を行うものとする。</p> <p>3 省 略</p> <p>4 省 略</p> <p>(区域外就学の承諾等)</p> <p>第9条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請について、申請の理由が別表第5に定める要件を満たし、区域外就学が必要であると判</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>(2) } 省 略</p> <p>(4) } 省 略</p> <p>(5) 区域外就学 住所地のある市町村の設置する小学校又は中学校以外の学校に就学することをいう。</p> <p>(学校の指定)</p> <p>第4条 令第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の規定による就学すべき学校の指定は、前条の規定により教育委員会の認定した現住所に基づき、小学校にあっては別表第1、中学校にあっては別表第2の通学区域の区分により行う。</p> <p>(指定学校の変更)</p> <p>第7条 省 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、別表第3に定める審査基準に基づき、指定学校を変更することが相当であるかどうかの審査を行うものとする。</p> <p>3 省 略</p> <p>4 省 略</p> <p>(区域外就学の承諾等)</p> <p>第9条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請について、申請の理由が別表第4に定める要件を満たし、区域外就学が必要であると判</p>

断したときは、当該児童生徒等の住所地の市町村教育委員会に区域外
就学協議書（様式第10号）により協議するものとする。

- 2 省 略
3 省 略

（指定学校の変更及び区域外就学の不承諾）

第10条 教育委員会は、第7条第1項の規定による指定学校の変更の申
請及び第8条第1項の規定による区域外就学の申請について、別表第
4及び別表第5に定める要件にかかわらず、次の各号のいずれかにか
当するときは承諾しないことができる。

- (1) } 省 略
 ~
(3) }

（承諾の取消し）

第11条 教育委員会は、第7条第3項の規定により指定学校の変更を承
諾し、又は第9条第2項の規定により区域外就学を承諾した後におい
て、次の各号のいずれかにか該当するときは、当該承諾を取り消すこと
ができる。

- (1) 別表第4又は別表第5に定める要件に該当しなくなったとき。
(2) 省 略
(3) 省 略
(4) } 省 略
 ~

3

別表第1（第4条関係）

小学校	区域（町名及び通称）	省 略
-----	------------	-----

断したときは、当該児童生徒等の住所地の市町村教育委員会に区域外
就学協議書（様式第10号）により協議するものとする。

- 2 省 略
3 省 略

（指定学校の変更及び区域外就学の不承諾）

第10条 教育委員会は、第7条第1項の規定による指定学校の変更の申
請及び第8条第1項の規定による区域外就学の申請について、別表第
3及び別表第4に定める要件にかかわらず、次の各号のいずれかにか
当するときは承諾しないことができる。

- (1) } 省 略
 ~
(3) }

（承諾の取消し）

第11条 教育委員会は、第7条第3項の規定により指定学校の変更を承
諾し、又は第9条第2項の規定により区域外就学を承諾した後におい
て、次の各号のいずれかにか該当するときは、当該承諾を取り消すこと
ができる。

- (1) 別表第3又は別表第4に定める要件に該当しなくなったとき。
(2) 省 略
(3) 省 略
(4) } 省 略
 ~

3

別表第1（第4条関係）

小学校	区域（町名及び通称）	省 略
-----	------------	-----

龍ヶ崎西	米町 水門 姫宮町 新町 高砂 直舩 川原代町 姫宮 馴馬町上米 馴柴町の ^{一部} 高須町 大留町 長沖新田町 須藤堀町 長沖町 豊田町 北方町 羽黒町 南が丘
馴馬台	馴馬町(上米及び中曾根を除く。) 稲荷新田町 平 台 小柴2丁目及び3丁目 馴柴町の ^{一部}
	省 略

別表第2(第4条関係)

中学校	区域(町名及び通称)
龍ヶ崎	龍ヶ崎小の学区 大宮小の学区 龍ヶ崎西小の学区
城西	川原代小の学区 馴柴小の学区
	省 略

龍ヶ崎西	米町 水門 姫宮町 新町 高砂 直舩 川原代町 姫宮 馴馬町上米 馴柴町の ^{一部} 高須町 大留町 長沖新田町 須藤堀町 長沖町 豊田町 北方町 羽黒町 南が丘
松葉	松葉 小柴1丁目1番地から6番地まで 小柴4丁 目及び5丁目
長山	長山 長山前の ^{一部}
馴馬台	馴馬町(上米及び中曾根を除く。) 稲荷新田町 平 台 小柴2丁目及び3丁目 馴柴町の ^{一部}
	省 略

別表第2(第4条関係)

中学校	区域(町名及び通称)
龍ヶ崎	龍ヶ崎小の学区 大宮小の学区 龍ヶ崎西小の学区
長山	松葉小の学区 長山小の学区
城西	川原代小の学区 馴柴小の学区
	省 略

別表第3 (第4条関係)

義務教育学校	区域 (町名及び通称)
(仮称) 長山 中学校区	松葉 小柴1丁目1番地から6番地まで 小柴4 丁目及び5丁目 長山 長山前の一部

別表第4 (第7条関係)

変更理由	承諾期間	申請書への添付書類
1 身体的理由		
① 特別支援学級(法第81条第2項の特別支援学級をいう。以下同じ。)へ入級するこ とが妥当と認められ ているが、指定学校に 特別支援学級がない 場合	卒業まで (義務 教育学校前期課 程に就学する児 童生徒は義務教 育学校前期課程 修了まで)	龍ヶ崎市教育支援委 員会 (龍ヶ崎市教育 支援委員会条例 (昭 和53年龍ヶ崎市条 例第11号) に規定 する龍ヶ崎市教育支 援委員会をいう。以 下同じ。)及び学校か らの意見書
② 障がい等の理由に より、指定学校への 就学が困難な場合	卒業まで (義務 教育学校前期課 程に就学する児 童生徒は義務教 育学校前期課程 修了まで)	龍ヶ崎市教育支援委 員会及び学校からの 意見書
2 家庭に関する理由		
① 保護者の就労、病気 療養等により、当該児 童の保護にあたるこ とが困難な場合(小学	小学校卒業又は 義務教育学校前 期課程修了まで (※1年ごとに	就労証明書又は医師 の診断書

別表第3 (第7条関係)

変更理由	承諾期間	申請書への添付書類
1 身体的理由		
① 特別支援学級(法第81条第2項の特別支援学級をいう。以下同じ。)へ入級するこ とが妥当と認められ ているが、指定学校に 特別支援学級がない 場合	卒業まで	龍ヶ崎市教育支援委 員会 (龍ヶ崎市教育 支援委員会条例 (昭 和53年龍ヶ崎市条 例第11号) に規定 する龍ヶ崎市教育支 援委員会をいう。以 下同じ。)及び学校か らの意見書
② 障がい等の理由に より、指定学校への就 学が困難な場合	卒業まで	龍ヶ崎市教育支援委 員会及び学校からの 意見書
2 家庭に関する理由		
① 保護者の就労、病気 療養等により、当該児 童の保護にあたるこ とが困難な場合(小学	小学校卒業まで (※1年ごとに 更新)	就労証明書又は医師 の診断書

生又は義務教育学校 前期課程に就学する 児童生徒のみ)	更新)		
省略			
3 住居に関する理由			
省略			
② 学年途中の転居に より通学区域が変更 になる場合	小学校又は義務 教育学校第3学 年までは学年終 了まで 小学校第4学年 以降は卒業まで 義務教育学校第 4学年から第6 学年までは義務 教育学校前期課 程修了まで	—	

生のみ)			
省略			
3 住居に関する理由			
省略			
② 学年途中の転居に より通学区域が変更 になる場合	小3までは学年 終了まで 小4以降は卒業 まで	—	

省 略	期間まで)	
⑤ 指定学校に希望する部活動がない場合(ただし、希望する当該部活動がある最寄りの中学校又は義務教育学校又は義務教育学校後期課程に就学する児童生徒のみ)	中学校又は義務教育学校卒業まで	申請書への添付は必要ないが、入学後調査あり
⑥ 小学校卒業又は義務教育学校前期課程修了まで指定学校変更が承諾されている、その学区の中学校又は義務教育学校後期課程への就学を希望する場合(中学生又は義務教育学校後期課程に就学する児童生徒のみ)	中学校又は義務教育学校卒業まで	—
省 略		

省 略		
⑤ 指定学校に希望する部活動がない場合(ただし、希望する当該部活動がある最寄りの中学校とする。)(中学生のみ)	中学校卒業まで	申請書への添付は必要ないが、入学後調査あり
⑥ 小学校卒業まで指定学校変更が承諾されている、その学区の中学校への就学を希望する場合(中学生のみ)	中学校卒業まで	—
省 略		

別表第5 (第9条関係)

変更理由	承諾期間	申請書への添付書類
1 家庭に関する理由 保護者の就労、病気療養等により、当該児童の保護にあたることが困難な場合(小学生又は義務教育学校前期課程に就学する児童生徒のみ)	小学校卒業又は義務教育学校前期課程修了まで(※1年ごとに更新)	就労証明書又は医師の診断書
2 住居に関する理由		
省 略		
② 学年途中の転居により転校になる場合	学年終了まで(※ <u>小学校第5学年、中学校第2学年及び義務教育学校第8学年は卒業まで、義務教育学校第5学年は義務教育学校前期課程修了まで</u>)	—
省 略		

別表第4 (第9条関係)

変更理由	承諾期間	申請書への添付書類
1 家庭に関する理由 保護者の就労、病気療養等により、当該児童の保護にあたることが困難な場合(小学生のみ)	小学校卒業まで(※1年ごとに更新)	就労証明書又は医師の診断書
2 住居に関する理由		
省 略		
② 学年途中の転居により転校になる場合	学年終了まで(※ <u>小5・中2は卒業まで</u>)	—
省 略		

様式第1号中

「 上記児童（生徒）の小学校（中学校）入学の日は、 年 月 日となりまして、
上記児童（生徒）の小学校（中学校）入学の日は、 年 月 日となりまして、
を
知します。 」

「 上記児童（生徒）の 学校入学の日は、 年 月 日となりまして、
上記児童（生徒）の 学校入学の日は、 年 月 日となりまして、
に
知します。 」

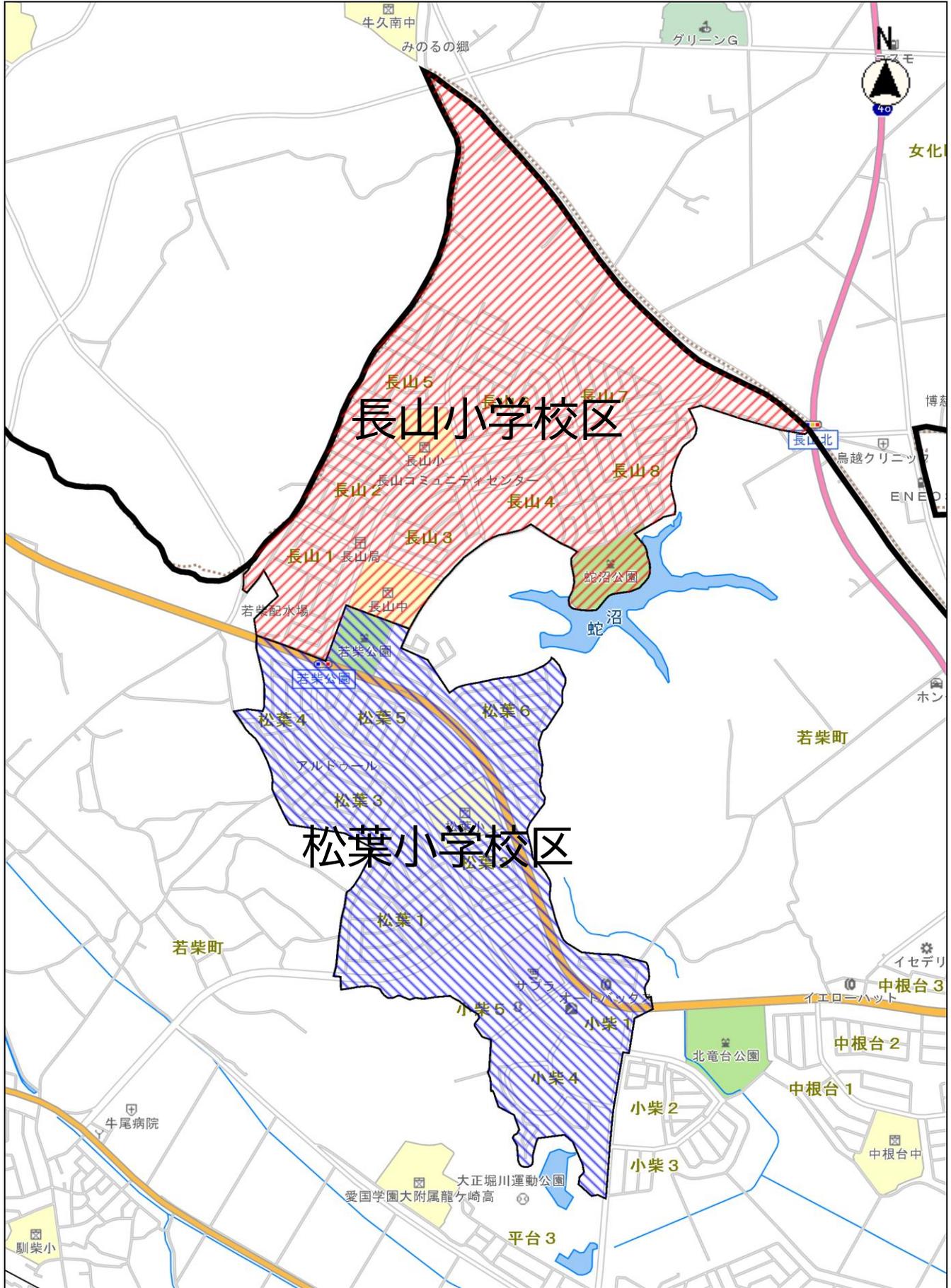
改める。

様式第9号中「小中学校以外」を「小中学校及び義務教育学校以外」に改める。

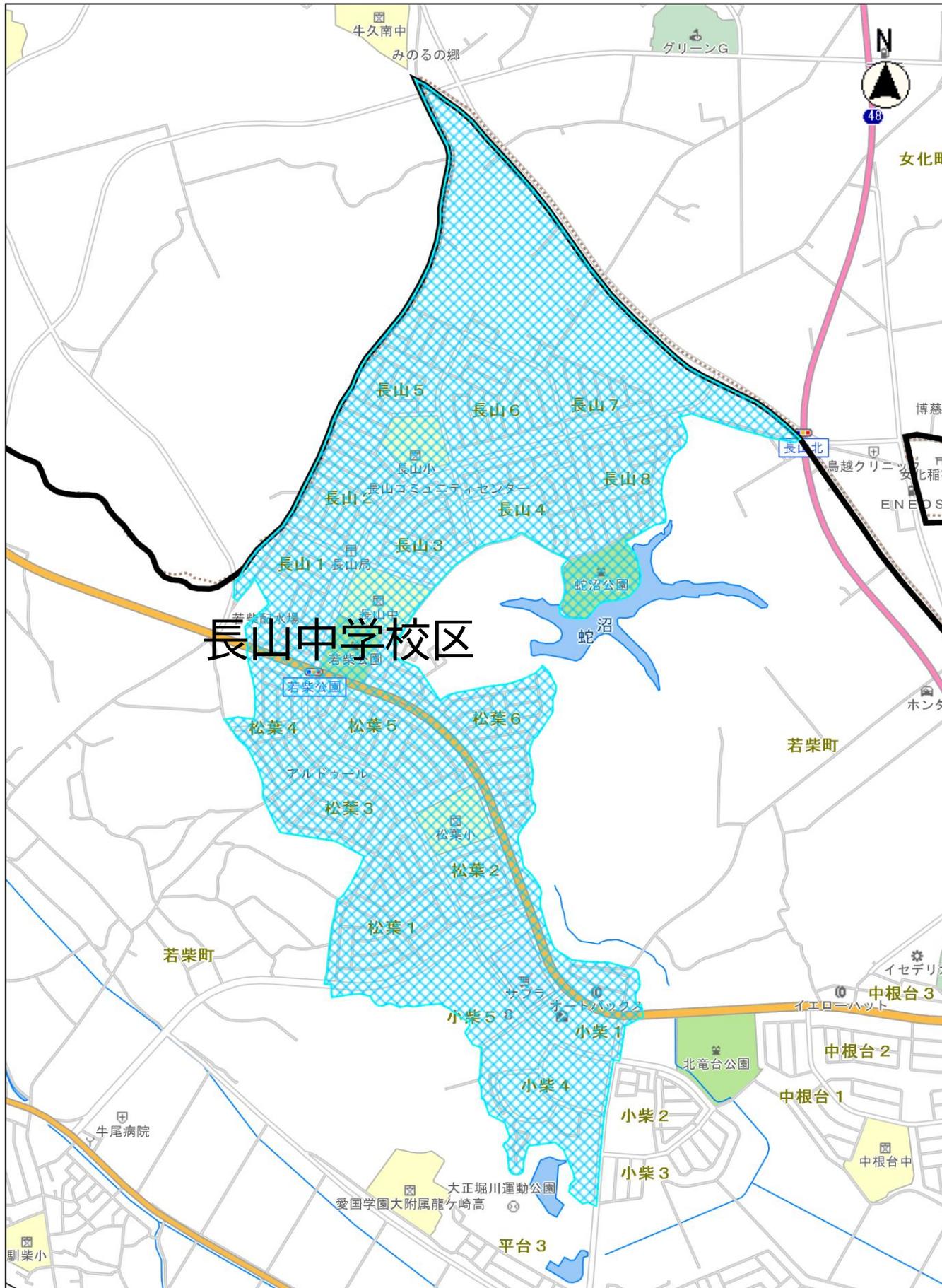
付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 改正後の別表第1から別表第5までの規定による就学すべき学校の指定に關して必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。



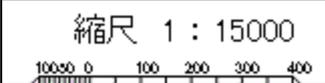
縮尺 1 : 15000
100 50 0 100 200 300 400



縮尺 1 : 15000
100 0 100 200 300 400



(仮称)長山中学校区義務教育学校の学区



(仮称) 長山中学校区義務教育学校の整備に関する
経緯及び今後のスケジュールについて

- 1 平成30年3月 龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針
義務教育9年間の教育課程を編成し、小中学校と地域社会が連携して系統的な学びを目指す龍ヶ崎版小中一貫教育「龍の子人づくり学習」を推進する。
【推進単位や施設】
(1) 中学校区を基本とした取り組み。
(2) 当面は既存の学校施設を活用しながら「龍の子人づくり学習」を進める。
(3) 各小中学校の小規模化の見通しや児童生徒数の推移、地域の実情を踏まえ、施設一体型小中一貫校のモデル校を検討する。

- 2 平成31年3月 愛宕中学校と城南中学校の統合に向けた基本方針
(1) 龍ヶ崎市教育委員会では、理想的な中学校の規模を、1学年3学級としているが、平成30年度時点で、愛宕中学校・城南中学校ともに1学年2学級となっており、小規模化の解消が喫緊の課題
(2) 小規模化の課題を解消するため、両校を統合する。
(3) 統合は、施設一体型小中一貫校のモデル校の設置に向けた先行的な取り組み

- 3 令和2年8月 龍ヶ崎市立小中学校に施設おける施設一体型小中一貫校・学校統合に関する調査報告書
(1) 児童生徒の将来推計・学校施設の現状・各学校の立地などを調査・整理したうえで、施設一体型小中一貫校の枠組みや整備時期を検討し、2060年度頃までの長期的な見通しを示す。
(2) 施設一体型小中一貫校の整備には多額の事業費を要することとなり、学校の統合を伴うことから、ハード面やソフト面での調整が必要なため、同時並行で進めることは難しく、中長期的に段階的に進める。そのため、まずは、施設一体型小中一貫校のモデル校を設置し、モデル校での実践や成果を他の中学校区にも活かしていく。

地区	対象学校	整備目標年度	受入校
南部地域	龍ヶ崎小学校、大宮小学校、龍ヶ崎西小学校、愛宕中学校（当時）、城南中学校（当時）	令和12年度 (2030年度)	龍ヶ崎小学校
北部地域①	松葉小学校、長山小学校、長山中学校	令和12年度 (2030年度)	長山中学校

地区	対象学校	整備目標年度	受入校
北部地域②	馴馬台小学校、久保台小学校、中根台中学校	令和 37 年度 (2055 年度)	中根台中学校
西部地域	馴柴小学校、川原代小学校、城西中学校	令和 27 年度 (2045 年度)	城西中学校
東部地区	八原小学校、城ノ内小学校、城ノ内中学校	現在の形で学校を維持	

(3) 今後も小中学校の小規模化が予測されるため、施設一体型小中一貫校の整備を見据えた上で、小学校同士・中学校同士の学校統合の検討を行う。

4 令和3年6月 施設一体型小中一貫校整備の検討について

施設一体型小中一貫校の整備目標年度について、北部地域①・南部地域ともに令和12年度(2030年度)としているため、両地域の整備優先順位について考え方を整理

- (1) 南部地域では、令和4年4月に愛宕中学校と城南中学校を統合することで、学校の小規模化が解消され、適正規模の学校となる。
- (2) 北部地域①では、推計よりも早期に学級数の減少が進むと予測される。
- (3) 上記(1)(2)より、北部地域①における施設一体型小中一貫校の整備をより緊急性が高いと位置づけ

5 保護者や地域住民との懇談会等

- (1) 令和3年7月10日 長山中学校 PTA 役員との懇談会
 - (2) 令和3年1月7日 松葉小学校、長山小学校、長山中学校保護者との懇談会
 - (3) 令和4年1月9日 松葉小学校小学校区協議会との懇談会
- ※広報紙りゅうほ一、ホームページ、政策情報誌(令和5年3月りゅうほ一記事へ統合)で広く周知

6 (仮称)長山中学校区義務教育学校の施設整備進捗状況と今後の整備予定

年度区分	主な整備内容
令和4年度	基本設計
令和5年度	実施設計(校舎、屋内運動場)、プール解体
令和6年度	実施設計(外構等)、新校舎・新屋内運動場、既存校舎改修
令和7年度	新校舎・新屋内運動場、既存校舎改修
令和8年度	外構・付帯工事
令和9年度	令和9年4月1日 開校

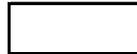
令和5年度第1回龍ヶ崎市学区審議会 座席表

日時: 令和5年12月15日(金)

18:00~

場所: 5階第1委員会室

会長
○



油原 信義○

後藤 敦志○

久米原 孝子○

中山 武○

小林 孝太郎○

北澤 宏○

松谷 真一○

(敬称略)

○糸川 宏

○目昶 里美

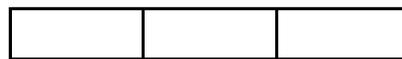
○小日向 里紗

○中平 和徳

○湯原 竜生

○小室 敦

出入口



○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
寺海名 中 大 大 千
田老島 村 古 堀 葉
原
将弘正 兼 輝 敏 幸
幸一博 次 夫 雄 子

出入口

受付

○ ○
福 石
智 山
凌 駿
梧